

令和7年度 倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助制度 (太陽熱利用システム)

倉敷市では、地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現を目指すことを目的として、自ら居住する戸建住宅に太陽熱利用システムを設置される方、及び市内の戸建住宅に居住する方へ太陽熱利用システムのリースを行う業者を対象に、予算の範囲において補助金を交付します。

受付期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火） 8：30～17：00

※太陽熱利用システムの設置（保証書の保証開始日）から90日以内に書類を揃えて補助金交付申請をしてください（必着）

※補助予定件数は、20件です

※受付期間内であっても、先着順で予算枠がなくなり次第受付を終了します

昨年度からの主な変更点

- ✓ 受付期間が設置から90日以内になりました

対象システム

以下の（１）～（３）の要件を満たす太陽熱利用システム（以下「システム」という）が条件となります

（１）次のいずれかに該当すること

- ア) 自然循環型太陽熱温水器
- イ) 強制循環型太陽熱利用システム
- ウ) 補助熱源一体型太陽熱利用システム

※システムの種類による補助上限額の区別はありません

（２）未使用品であること

（３）一般財団法人ベタリーピングの優良住宅部品認定を受けていること

補助対象者

以下の（１）～（４）の要件を満たしている方

（１）次のいずれかに該当する方

ア) 自ら居住する本市内の既築・新築の戸建住宅（兼用戸建住宅を含む）に、自ら所有するシステムを設置する方

イ) 本市内の戸建住宅（兼用戸建住宅を含む）に自ら居住する方を対象に、システムのリースを行う業者

※イの場合、補助金相当額を月々のリース料金等から値下げすることが条件

（２）市税の滞納がない方

（３）システムを設置する住宅に、本市の補助を受けてシステムを設置したことが過去にない方

（４）倉敷市のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）の補助金との併用をしていない方

補助金の額

購入費及び設置費の合計額（消費税及び地方消費税を除く）の**10分の1**

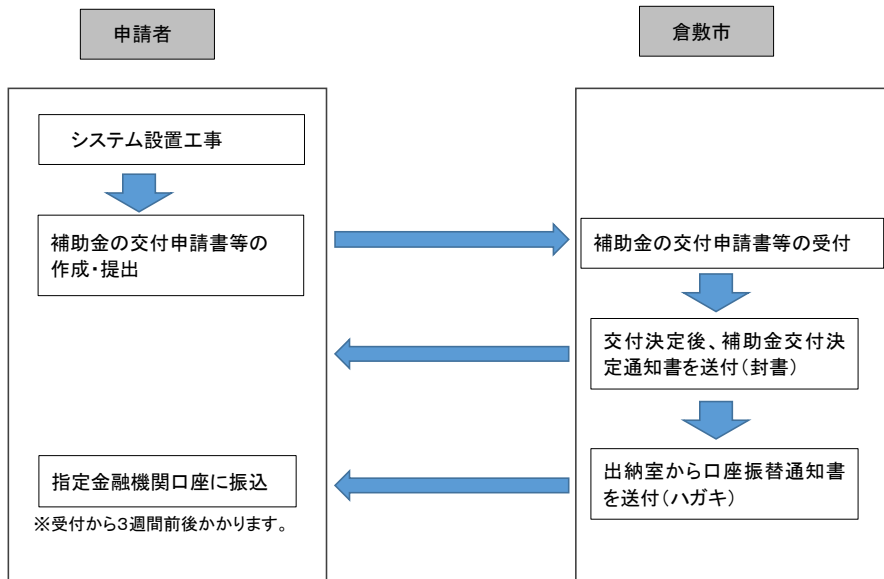
※**上限3万円**

※補助金額の千円未満は**切り捨て**となります

※古い機器の撤去費及び処分費は補助対象金額に含まれません

申請手続きの流れ

《申請手順イメージ》



提出書類 ※必ず令和7年度の様式で申請してください

交付申請書・請求書等の様式は、以下のURLからダウンロードできます



<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/kankyo/1011736/1003554/1015589/1015592.html>

- ☐ 倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金交付申請書（市の様式）
- ☐ 位置図（住宅地図の写し等）
- ☐ システムの保証書の写し

（保証開始日、品名番号、販売店名、購入者・リースの場合の使用者の氏名及び住所が記載されているもの）

※ 保証は開始しているが、システムの保証書発行に時間がかかり申請期限日を過ぎてしまう場合等は、

事前に申請期限日前までにご相談ください

- ☐ カラー写真（①～③すべて必要）

【システム設置前】

- ① システム設置予定場所がわかる写真

【システム設置後】

- ② システム設置の「後」がわかる建物全景写真

③・自然循環型の場合：温水器本体が写っている写真

・強制循環型・補助熱源一体型の場合：太陽熱集熱器と蓄熱槽がそれぞれ写っている写真

- ☐ **見積書又は契約書の写し**（システム設置費の内訳、品名番号が明記されたもの）※1

補助対象費用や品名番号（型式）が明記されていない場合は「費用内訳書（市の様式）」を合わせて提出してください

※値引き額の表示がある場合は、値引きの内訳を明記すること

※リースの場合、見積書の写しでは受付不可

- ☐ **割賦販売契約書の写し等、契約内容を証する書類の写し**（割賦販売を行っている場合）

- ☐ **システムの設置に係る領収書等費用の支払いを証する書類の写し** ※2

※1、2 補助対象費用に係る金額が一致していることを確認してください

- ☐ **市税納税証明書(システムの設置完了日以降に取得したもの)**

※「税証明書交付申請書」（市の様式）を証明書交付窓口に提出して取得したもの（**市県民税（所得・課税）証明書とは異なります**）。製本（ホッチキス留め）されて発行された場合、製本されたままの状態で提出してください

- ☐ **住民票(システムの設置完了日以降に取得したもの)**

※システムの保証書に記載されている設置場所と市税納税証明書の住所が同じ場合は省略可

- ☐ **請求書**（市の様式）

◆リースの場合の追加書類

- ☐ **リース料金等の算定根拠が明示されている明細書**

（月々のリース料金等の額が、補助金相当額値下げされていることが確認できるもの）

（算定根拠が明示されていない場合は、リース料金等の算定根拠明細書（市の様式）を使用してください）

- ☐ **システム導入に必要な経費が確認できる書類の写し**

【必要項目】システムの本体費と設置費の内訳（値引きがある場合は、システムの値引き額を明らかにし、値引き分を含んで内訳を明記すること）

（契約書で確認できる場合は省略可）

- ☐ **法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書(システムの設置完了日以降に取得したもの)**

※複数件を同日申請する場合は、1件分は原本、その他はコピーでも可

□ **市税納税証明書(システムの設置完了日以降に取得したもの)**

※リース業者(申請者)のもの、契約先のもの、両方が必要です

※複数件を同日申請する場合は、リース業者のものについては、1件分は原本、その他はコピーでも可

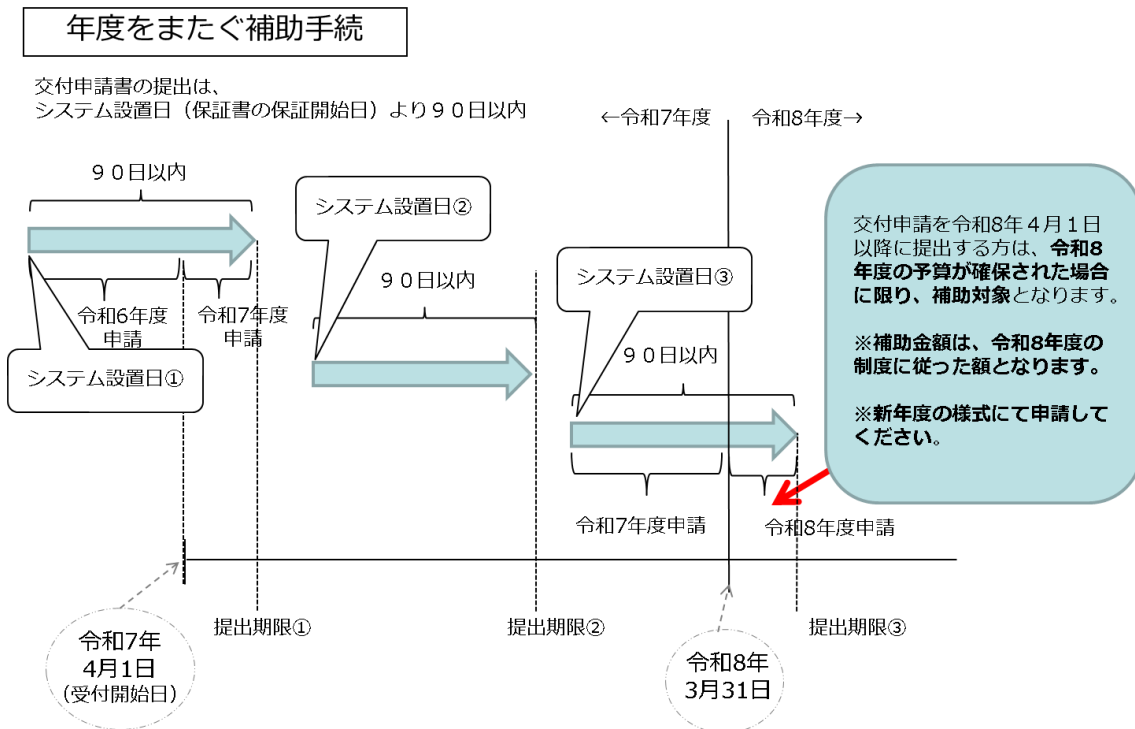
□ **所有権移転に関する同意書**（市の様式）

（法定耐用年数（15年）の期間終了前に、リースの契約先に所有権を移転する契約を締結した場合）

留意事項

- （1）書類の不備等があると、受理できません。「添付書類等チェックシート」にてご確認ください
- （2）補助金交付の受付は先着順（郵送分より窓口受付分を優先）です。予定件数に達し次第、受付を終了します（受付状況については、地球温暖化対策室のHPで公表します）
- （3）補助金の金額は申請時点の定めに従って決定されます
- （4）補助対象者以外が手続を行う場合は、補助金交付申請書に、申請代行者名を記入してください
- （5）補助対象となるのは、補助金申請者又は補助金を申請するリース業者からシステムのリースを受ける方が、自ら居住する戸建住宅において使用するために設置するシステムに限ります
- （6）別荘などの住民票の現住所でない建物に設置する場合は対象外です
- （7）同時に複数システムについて申請する場合は、それぞれについて申請書類の提出が必要です。
但し、「市税納税証明書」、「住民票」、「登記簿謄本」、「現在事項全部証明書」については、同日に申請し、それぞれの要件を満たしている場合に限り、1件分は原本、その他の申請についてはコピーでの提出も可
- （8）システムの法定耐用年数（15年）の期間経過前に、システムの使用をやめる場合は、財産処分等承認申請書を提出し、市長の承認を受ける必要があります

◆申請期限（イメージ図）



申請書類の提出方法

下記の窓口へ直接持参、郵送又は電子申請（リンク先は HP 内にあります）で提出してください

受付窓口・問合せ先：〒710-8565 倉敷市西中新田640

倉敷市 環境政策課 地球温暖化対策室（市役所2階）

TEL 086-426-3394 Fax 086-426-6050

メール eptc-ontai@city.kurashiki.okayama.jp

HP <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/kankyo/1011736/1003554/1015589/1015592.html>

